

「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」の 一部改正について

I 改正の目的

平成 25 年 6 月の投信法改正（平成 26 年 12 月 1 日施行）によって、投資法人が海外不動産へ投資を行うにあたり、一定の要件を満たす場合には、海外不動産保有法人の過半の株式または出資を間接保有することが可能となったところである。

今般、当該投資法人の資産の大半を海外不動産保有法人の株式又は出資とすることについて、不動産投信専門委員会において検討を重ねてきた。

これらの検討を踏まえ、「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」の一部改正を行うこととする。

II 主な改正の内容について

「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」

- (1) 「不動産等」の定義に海外不動産保有法人が発行する株式又は出資に係る規定を追加する。

(第 3 条第 2 項第 10 号)

- (2) 「不動産等の評価」に海外不動産保有法人の株式又は出資の評価額に係る規定を追加する。それに伴い、外貨建て資産について、外貨建て価額と邦貨換算した価額を併記する旨を該当条項に追加する。

(第 6 条第 1 項第 7 号、同第 1 号、同第 6 号、第 6 条第 2 項)

- (3) その他所要の整備をすることとする。

III 実施日

「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」の一部改正については、平成 29 年 3 月 9 日から実施する。

以 上